

## 質問書に対する回答

件名) 常磐自動車道 中山新田橋はく落対策工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書7-2 中山新田橋の着手時期は点検完了時と記載されていますが、点検結果により施工数量が増減することがありますか。	点検調査の結果により、施工数量は増減する場合があります。
2	特記仕様書8 関連工事の中に舗装補修工事が2件含まれていますが、伸縮装置を取り換える橋梁が含まれていますか。 含まれていない場合、舗装の轍処理が必要と判断されたら設計変更対象になると考えてよろしいですか。	関連工事の中の舗装補修工事には伸縮装置を取り換える橋梁は含まれていません。舗装の轍処理が必要と判断された場合は別途協議します。
3	特記仕様書21-3 伸縮装置取替においてすべての費用を含むと記載されていますが、鉄道交差部を含む全施工個所の路下養生については、関係機関との協議後、固定足場や移動足場等による養生方法の詳細が決定してから費用を算出する必要があり、見積計上が困難です。これらの費用は設計変更対象になると考えてよろしいですか。	伸縮装置取替は高速道路本線上での作業のため、鉄道関係機関及び関係機関との協議は想定しておりません。ただし、現地確認の結果、固定足場や移動足場等による養生が必要と判断される場合は、別途協議します。
4	特記仕様書21-4 ひび割れ注入工について、図面に記された位置や寸法が現地と違う箇所が多い場合、調査、図面作成、数量計算にかかる費用は共通仮設費の範疇を超えるものと考えられます。その場合は設計変更対象になると考えてよろしいですか。	共通仕様書1-5-2「設計図書の照査」、1-17-1「工事内容の変更等の補助業務」に示すとおり、受注者は設計図書と現地条件の確認、変更設計図面の作成等を実施しなければならないことから、これらに要する費用については共通仮設費に含まれます。
5	特記仕様書21-5 断面修復工について、図面に記された位置や寸法が現地と違う箇所が多い場合、調査、図面作成、数量計算にかかる費用は共通仮設費の範疇を超えるものと考えられます。その場合は設計変更対象になると考えてよろしいですか。	共通仕様書1-5-2「設計図書の照査」、1-17-1「工事内容の変更等の補助業務」に示すとおり、受注者は設計図書と現地条件の確認、変更設計図面の作成等を実施しなければならないことから、これらに要する費用については共通仮設費に含まれます。

6	特記仕様書21-7 はく落防止対策工の施工範囲は所定の位置から75度の影響範囲が対象となりますが、図面に記された寸法による施工範囲どおりで施工してよろしいですか。	設計図書に示す75度の影響範囲に基づいて、設計図書と現地条件を照査の上、施工範囲を確認してください。
7	特記仕様書21-7 はく落防止対策工の施工範囲は所定の位置から75度の影響範囲が対象となりますが、図面に記された寸法による施工範囲が現地と違う箇所が多い場合、測量、図面作成、数量計算にかかる費用は共通仮設費の範疇を超えるものと考えられます。その場合は設計変更対象になると考えてよろしいですか。	共通仕様書「設計図書の照査」、1-17-1「工事内容の変更等の補助業務」に示すとおり、受注者は設計図書と現地条件の確認、変更設計図面の作成等を実施しなければならないことから、これらに要する費用については共通仮設費に含まれます。
8	特記仕様書21-8 表面保護工において、中山新田橋は固定足場による施工箇所は無いと思われませんが、ある場合は、固定足場の設置箇所をご教示ください。また、固定足場による施工数量と移動足場による施工数量をそれぞれご教示ください。	現在、内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
9	特記仕様書21-13 防水シリコン粘着シートの仕上材について記載がありませんが、仕上材は必要ですか。また必要な場合は専用のテープを使用するのですか。	特記仕様書の記載の仕様を満足する必要な費用を計上してください。
10	三郷高架橋の移動足場について 既設対傾構や横桁等により、移動足場では近接できない補修箇所があった場合は、固定足場に変更することが考えられます。その場合は設計変更対象になりますか。	割掛対象表参考内訳書の数量明示は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。
11	鉄道交差部の伸縮装置取替について 鉄道交差部での施工は、鉄道会社との協議次第では施工時間の制約（線路閉鎖時間のみ施工可など）を受ける可能性があります。その場合は、施工手順の見直しが必要になりますが、設計変更対象になりますか。	伸縮装置取替は高速道路本線上での作業のため、鉄道会社との協議は想定しておりません。ただし、現地確認の結果、協議により施工時間の制約を受ける場合は、別途協議します。